



2015（平成 27）年 1-3 月期四半期別 GDP 速報の推計方法について

平成 27 年 4 月 28 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 供給側推計について

(1) 特定サービス産業動態統計調査の一部業種の調査終了に伴うサービス品目へのサービス産業動向調査の反映について

- ・ 「特定サービス産業動態統計」（経済産業省）において、2015（平成 27）年 1 月分より、一部業種の調査が終了されたことを受け、2015（平成 27）年 1-3 月期以降の四半期別 GDP 速報における一部サービスの出荷額推計について、当該統計に代えて「サービス産業動向調査」（総務省）を用いることとする。
- ・ これに伴う「推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）平成 17 年基準版」の変更箇所は下記のとおりである。

＜「推計手法解説書（四半期別 GDP 速報（QE）編）平成 17 年基準版」の変更箇所（「参考 4 QE 推計に利用する主な基礎統計」の「A. 供給側推計」中）＞

(旧)

| 小 (91) 分類番号 | 小 (91) 分類 | 統計名 | 推計に使用する基礎統計の概要 |
|-------------|------------------------------|---------------------|--|
| 78 | 情報サービス、映像・文字情報制作 (細品目で推計) | 特定サービス産業動態統計（経済産業省） | 情報サービス業（受注ソフトウェア、ソフトウェアプロダクト、情報サービス業、新聞業、出版業、映像情報制作・配給業）売上高 |
| 87 | 娯楽サービス | 特定サービス産業動態統計（経済産業省） | 趣味娯楽関連（映画館、劇場・興行場・興行団、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、パチンコホール）売上高計 |
| 90 | その他の対個人サービス | 特定サービス産業動態統計（経済産業省） | 教養生活関連（葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、カルチャーセンター、フィットネスクラブ、学習塾）売上高計 |

下線は変更箇所

(新)

| 小(91) 分類番号 | 小(91) 分類 | 統計名 | 推計に使用する基礎統計の概要 |
|---------------|------------------------------|------------------------|--|
| 78 | 情報サービス、映像・文字情報制作 (細品目で推計) | 特定サービス産業動態統計(経済産業省) | 情報サービス業(受注ソフトウェア、ソフトウェアプロダクト、情報サービス業)売上高 |
| | | <u>サービス産業動向調査(総務省)</u> | <u>映像・音声・文字情報制作業(新聞業、出版業、映像情報制作・配給業)売上高</u> |
| 87 | 娯楽サービス | 特定サービス産業動態統計(経済産業省) | 趣味娯楽関連(ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、パチンコホール)売上高 |
| | | <u>サービス産業動向調査(総務省)</u> | <u>娯楽業(映画館、劇場・興行場、興行団)売上高</u> |
| 90 | その他の対個人サービス | 特定サービス産業動態統計(経済産業省) | 教養生活関連(葬儀業、結婚式場業、外国語会話教室、フィットネスクラブ、学習塾)売上高 |
| | | <u>サービス産業動向調査(総務省)</u> | <u>教育、学習支援業(教養・技能教授業(外国語会話教授業、免許・資格取得学習支援業を除く))売上高</u> |

下線は変更箇所

(2) その他

- ・ 四半期別 GDP 速報(1次速報値)の推計では、利用する基礎統計について、公表時期の関係から3か月目の値が得られないものがあり、その一部については、最初の2か月の前年比を用いるなどの方法により、補外推計を行っている。
- ・ こうした方法をとっている供給側推計の品目の一部について、2015(平成27)年1-3月期1次速報値においては、2014(平成26)年4月の消費税率改定に伴う駆け込み需要(同年1-3月期)の影響を踏まえ、以下のとおり補外推計を行う予定である。

<推計方法の変更を行う品目^(*)（供給側推計）>

| 推計項目 | 品目 | 基礎統計 | 対応 |
|-------|---------------------|-------------------------|--|
| 国内総供給 | 家具・装備品 | 経済産業省生産動態統計 (経済産業省) | 欠落月については過去3か年 ^(**) の前月比の平均を欠落月の前月値に乘じることにより、補外値を推計する。 |
| | 物品賃貸サービス (一部) | 特定サービス産業動態統計 (経済産業省) | |
| | 娯楽サービス(一部) | 特定サービス産業動態統計 (経済産業省) | |
| | その他の対個人サービス (一部) | 特定サービス産業動態統計 (経済産業省) | |

(*) 基礎統計の動き及び最終需要への影響等を勘案し、上記4品目以外については、通常の推計方法を行う。

(**) 東日本大震災の影響がある2011年を除いた、2010、2012、2013年の値を用いる。

2. 「国際収支統計」年次改訂等への対応

- 「国際収支統計」（財務省・日本銀行）については、2014（平成26）年以降について年次改訂値が公表されるとともに、2013（平成25）年以前の計数について遡及訂正が実施された¹。
- これを受けて、2015（平成27）年1-3月期の四半期別GDP速報の推計においては、2014（平成26）年1-3月期以降の系列に年次改訂を反映²するとともに、遡及訂正について以下のとおり反映する。

| 国際収支統計の改訂内容 | 四半期別GDP速報において反映する系列 (名目、実質、デフレーター) | 改定期間 ³ (原系列) |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 遡及訂正による、サービス収支／輸送(受取)の改訂 | サービス(含む非居住者家計の国内での直接購入)の輸出、財貨・サービスの輸出、財貨・サービスの輸出(除くFISIM)、財貨・サービスの純輸出、国内総生産、国内総生産(除くFISIM)、交易利得、国内総所得、国民総所得 | 2010(平成22)年1-3月期 ～2012(平成24)年7-9月期 |

(以上)

¹ 財務省・日本銀行「国際収支関連統計における年次改訂値等の公表について」（2015年4月8日公表）を参照（http://www.boj.or.jp/statistics/outline/notice_2015/not150408a.htm/）。

² 四半期別GDP速報の推計においては、従来から各種の基礎統計の年間補正等を踏まえた改定を行っている。

³ 季節調整系列については、他の系列と同様、1994（平成6）年1-3月期以降の計数について改定される可能性がある。